

## ○水道工事の工種区分の取扱いについて

水道工事については、「土木工事」と「建築・設備工事」に大別されますが、設計図書と共に公開される参考資料（総括情報表）内に明示される工種において判断することとします。

具体的には、開削工事・推進工事・シールド工事は「土木工事」扱いとし、構造物工事は「建築・設備工事」扱いとします。

それにともない、最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法も区別しますのでご承知おきください。（算定方法のなかで“直接工事費”に乗じる割合を、「土木工事」の場合は95%、「建築・設備工事」の場合は90%とすることになります。）

※別紙もご参照ください。

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係

電話 0283-20-3027

